

日事連発第220号
平成24年11月14日

単 位 会 会 長 殿

社団法人日本建築士事務所協会連合会
会長 三 栖 邦 博

一級建築士のなりすまし防止策のための公益社団法人日本建築士会連合会
からの協力依頼について

平素より本会の事業運営にご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、本会は、去る7月23日付、日事連発第112号により「偽造免許証の写しによる建築士のなりすまし防止等について(依頼)」として、貴会会員へ所属建築士の免許の確認を早急に行い、都道府県への報告を徹底するなど、行政の要請に協力をいただくよう、会員に対して周知方をお願いしたところでございます。

この度、本件に関して、公益社団法人日本建築士会連合会より、一級建築士のなりすまし防止策として、カード型免許証への変更とその保持・提示を推進していくことについて、本会会長宛て別添の文書のとおり、協力依頼がありました。

このカード型建築士免許証明書は、同連合会が国に代わり指定登録機関として登録業務を行う場合、同証明書を交付していますが、従来の一級建築士免許証(A4サイズ)については、カード型免許証明書へ切り替える義務はありません。

このため、同連合会では、なりすまし防止策の一貫としてカード型免許証明書への変更を推進していくこととしたものです。

本会としましては、本対策に協力し、貴会の会員事務所に対しまして、カード型免許証明書への変更等の推進を周知していただきますようご協力のほど、お願い申し上げます。

以上